

日本労働年鑑 第59集 1989年版
The Labour Year Book of Japan 1989

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

2 産業別最低賃金

現行産業別最低賃金の最後の改定

産業別最低賃金制度は、八九年度より年齢・業務・業種などを適用除外したうえでの新制度に転換される。現行制度による最低賃金額の改定は本年度までであり、翌八九年度以降は行政のイニシアチブによる改定諮問はおこなわれない。したがって、現行産業別最低賃金の改定は、八八年度が最後となる。

改定状況の概略は、つぎのとおりである。食料品・飲料・飼料製造業は、前年と同じく四六都道府県で改定された。最高額は東京の日額四二七九円(時間額五四五円)、最低額は鹿児島の日額三五六九円(同四四七円)である。繊維産業は、前年まで設定されていた四二都道府県のうち、改定したのは三七道府県となった。東京では廃止され、三重・滋賀・兵庫・広島 of 四県では新制度での最低賃金が決定された。それ以外の業種では、機械・金属製品等製造業が四七都道府県、木材・木製品・家具・装備品製造業が四五都道府県、出版・印刷・同関連産業が四〇都道府県、窯業・土石製品製造業が三七道府県、パルプ・紙・紙加工品製造業が一三道道府県、自動車整備業が一都県で改定されている。

なお、卸売・小売業については、四六道道府県で改定が終了しているが、東京は改定予定ながらまだ決定されていない(八九年二月末現在)。繊維産業で新制度への転換が四県で進んだほかは、ほぼ前年どおりの改定件数となっている。また発効日は、そのほとんどが八八年一二月から八九年一月である。

電気機械関係業種は、三七都府県で新制度へ

新産業別最低賃金制度は、地域別最低賃金の対象とすることが適当と認められる年齢・業務・業種について適用除外とし、地域別最低賃金よりも高い水準の最低賃金を設定する必要があると認められるものにかぎって実施される。現行制度から新制度への転換に必要な所用の手続きは、八九年度までに終了することとされているが、すでに八七年度よりいわゆる前倒し申請がおこなわれている。

八九年二月末現在、新産業別最低賃金が決定しているのは五八件である。石炭鉱業は全国一律の最低賃金となっているが、それ以外の業種については各都道府県単位で決められている。業種別の件数は、電気機械関係業種が三七都府県で決定されており、とくにめだっている。精密機械関係が七県、繊維関係が五県、木材関係が二県、その他で六件である。

電気機械関係業種の新産業別最低賃金をみると、最高額は東京の日額四四四〇円(時間額五五五円)で、最低額は大分県の日額三五九五円(同四五〇円)となっている。東京では精密機械製造

業をふくめた最低賃金となっており、秋田と高知では電子計算機・応用装置等製造業の最低賃金として設定されている。発効日は、八八年一二月が一九件で最も多く、八九年三月が八件、同二月が五件、同一月が四件、八八年一〇月が一件となっている。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
